

受託資格説明書

I 受託決定後の資格確認

<受託決定後に要件を満たす必要があるもの>

1 以下のとおり従事者(本市の契約に従事する者)を配置できること

(1) 従事者の種類

- ① 業務総括責任者
- ② 常勤の従事者
- ③ 常勤の従事者以外の従事者（以下「パート従事者」という。）
- ④ 中学校配膳業務従事者（中学校給食実施校に限り配置する。以下同じ。）
- ⑤ 前3号に掲げる者が欠勤した場合にその代替を行う者（以下「代替者」という。）
- ⑥ 学校給食の経験を有する従事者（以下「学校給食経験者」という。）

(2) 業務総括責任者、常勤の従事者及び学校給食経験者に係る勤務経験証明書(様式1-1、1-2、1-3)及び従事者配置表(様式2)の提出

受託者は、勤務経験証明書（業務総括責任者、常勤の従事者及び学校給食経験者に限る。以下同じ。）及び従事者配置表を提出しなければならない。なお、提出にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 受託当初の配置日は本年度の3月2日現在とする。
- ② 受託当初の配置日において、受託者が北九州市内の他の小学校で既に業務を受託しており、当該小学校の従事者を新たに受託する学校に配置しようとする場合は、必要最小限の範囲にとどめるようするとともに、当該従事者の後任者について、勤務経験証明書及び従事者配置表を、新たに受託する学校の勤務経験証明書及び従事者配置表に併せて提出すること。なお、本年度3月末日までの期間において当該従事者が2校の従事者配置表に重複して記載されることは構わない。

(3) 業務総括責任者の配置

業務総括責任者は、常勤の従事者、又は栄養士免許又は調理師免許のいずれかを有する学校給食経験者（以下「免許を有する学校給食経験者」という。）のうちから定め、業務履行場所に常駐し、委託業務の実施に当たって、従事者に対する指導監督を行わなければならない。

- ① 業務総括責任者は、特定給食施設等において平成9年4月1日以降通算3年間以上の調理経験を有し、かつ常勤の従事者の経験を1年以上有する者、又は北九州市の学校給食調理業務委託において2年間以上の調理経験を有し、かつ常勤の従事者の経験を1年以上有している者でなければならない。
- ② 受託者は、業務総括責任者に、委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。
- ③ 業務総括責任者は、教育委員会が認める場合を除き、委託契約期間の最初の4月1日から翌年3月31日までの間において、変更してはならない。

(4) 常勤の従事者の配置

- ① 常勤の従事者は、基準調理員数の半数以上の数を配置しなければならない。
- ② 常勤の従事者については、下記のア～ウの全ての条件を満たすこと。
 - ア 栄養士免許又は調理師免許を保有していること。
 - イ 1従事日につき休憩時間を除き7時間以上従事することを常態とすること。
 - ウ 常勤の従事者は、調理施設（内容等は問わない。）において、通算6ヶ月以上の調理経験を有し、1従事日につき休憩時間を除き6時間以上従事することを常態としていた者、又はこれと同等以上の調理経験を有していると教育委員会が認める者であること。

(5) パート従事者

配置人員数は問わない。ただし、代替者を除く全従事者の勤務時間の合計が、1従事日につき、仕様書「別紙1」に掲げる基準調理時間以上になるように配置しなければならない。

(6) 中学校配膳業務従事者

配置人員数は問わない。ただし、代替者を除く全従事者の勤務時間の合計が1従事日につき5.5時間以上になるように配置しなければならない。

（標準時間 午前8時30分から午後2時30分まで。休憩時間30分）

(7) 代替者

- ① 代替者は、業務総括責任者、常勤の従事者、パート従事者及び中学校配膳業務従事者が欠勤した場合に、それらの者の代りに勤務することになる。したがって、業務総括責任者及び常勤の従事者を代替する従事者については、これらの者と同等の資格を有することが必要である。

学校給食経験者が欠勤した場合については、代替者が学校給食経験者である必要はない。

- ② 代替者を配置できない事態を招くことがないよう適正数を確保すること。

(8) 学校給食経験者

学校給食経験者については、下記の①から⑤までの全ての条件を満たすことが必要である。

- ① 1 従事日につき休憩時間を除き 7 時間以上従事することを常態とすること。
- ② 委託契約期間の最初の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において、配置すること。
- ③ 次に掲げる学校給食のいずれか 1 種類についての調理経験を有すること。
 - ア 学校給食法第 3 条に規定する学校給食
 - イ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 2 条に規定する学校給食
 - ウ 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第 2 条に規定する夜間学校給食
- ④ 学校給食の調理経験については、通算 1 年間以上の期間において、1 従事日につき休憩時間を除き 6 時間以上従事することを常態としていた者、又はこれと同等以上の学校給食の調理経験を有していると教育委員会が認める者であること。
- ⑤ 学校給食の内容
 - ア 地方自治体の実施する給食であること。
 - イ 自校調理方式又はセンター調理方式であること。
 - ウ 献立は地方自治体が作成したものであること。

2 食品衛生法に規定する営業許可を受けられること

- (1) 学校保健課が指示する日までに（受託決定後、別途通知）、営業許可を受けること。
- (2) 許可に併せて、北九州市の条例に規定する食品衛生責任者を配置すること。

3 履行保証人の設定ができること

- (1) 受託者が履行不能になった場合等に対応するため、履行保証人の設定が可能なこと。
- (2) 履行保証人の資格
 - ① 契約日において、北九州市の物品等供給契約登録業者名簿に登録している者
 - ② 上記 1、2 の条件を満たす者であること。

4 契約保証金を納付すること

- (1) 契約金額の 100 分の 5 の契約保証金を納付すること（但し、契約期間満了後に還付する。）。

- (2) 契約者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、納付を免除する。
- (3) 次に掲げる条件を全て満たした場合納付を免除する。
 - ① 締結しようとする契約と、同じ種類(調理業務であること。小学校調理業務である必要はない。)の契約実績がある場合。
 - ② 国(公社又は公団を含む。)又は地方公共団体(北九州市が出資する公社、事業団等を含む。)の契約にかかるものであること。
 - ③ 上記に該当する契約の履行実績(単年度契約にあつては、1件あたりの契約金額が、締結しようとする契約の契約金額の5割以上であること。)が本年度の1月1日以前の2年間に2回以上あること。

5 業務計画書を作成すること

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、市から求められた場合は業務計画書を作成しなくてはならない。
- (2) 業務計画書を作成する場合は、「1日の作業の流れ」(仕様書「別紙3-1、3-2」)を参考にすること。

6 事前研修が実施可能であること

- (1) 仕様書第6条第2項の規定により、契約開始日の属する月の間において、業務総括責任者、常勤の従事者及び学校給食経験者にあつては10日以上、パート従事者、中学校配膳業務従事者及び代替者については5日間以上の研修を、当該従事者に対して行わなければならない(ただし、契約日に中学校配膳業務従事者及びその代替者は配置されていないため、当該者の研修は当初の配置日の属する月の前月において実施すること。))。
- (2) 内容については仕様書第2条第1項第5号に規定する特記仕様書による。
- (3) 事前研修を行うに当たっては、仕様書第6条第5項の規定により研修実施計画書を、また、研修を行ったときは研修実施報告書を提出しなければならない。
- (4) 本市の学校給食調理業務に本年度の3月1日以前11ヶ月間以上の従事経験があり、引き続き同年3月の給食終了日まで従事する予定の者については、事前研修を免除することができる。
- (5) 受託者は北九州市との間に学校給食調理等業務の受託がなく、履行保証人が現に北九州市との間に学校給食調理業務を受託している場合、その必要があると認めるときは、北九州市の同意を得た上で、履行保証人が受託している北九州市の学校給食調理施設において当該研修を実施することができる。

Ⅱ 受託決定後の提出書類

<受託決定後に提出する書類 別紙提出資料チェックリスト参照>

(1) 従事者の配置（受託決定後の資格確認 1）

① 提出書類

従事者の勤務経験証明書（様式 1-1、1-2、1-3）及び従事者配置表（様式 2）

② 提出期限

令和 8 年 2 月 6 日（金） 午後 5 時 15 分まで

③ 添付書類

ア 業務総括責任者、常勤の従事者については栄養士免許又は調理師免許の写し

イ 学校給食調理業務の従事経験を有する従事者を雇用していることについては、厚生年金手帳、給与明細等、学校給食の調理業務経験を有することを証明できる書類の写し

ウ 細菌検査結果の写し

エ 健康診断結果の写し

(2) 食品衛生法に規定する営業許可（受託決定後の資格確認 2）

① 提出書類

営業許可書の写し

② 提出期限

令和 8 年 4 月 3 日（金） 午後 5 時 15 分まで

保健所の指示する日に営業許可書の交付を受け、交付後速やかに学校保健課に写しを提出すること。なお、営業許可書は交付後直ちに給食室に掲示しなければならない。

(3) 履行保証人（受託決定後の資格確認 3）

① 提出書類

保証人について（様式 3）

② 提出期限

令和 8 年 2 月 6 日（金） 午後 5 時 15 分まで

(4) 契約保証金（受託決定後の資格確認 4）

① 提出書類

契約保証金の納付について（様式 4）

② 提出期限

令和 8 年 2 月 6 日（金） 午後 5 時 15 分まで

③ 添付書類

納付書の写し、履行保証保険契約書の写し又は同種類の契約実績があり、その契約が国又は地方公共団体との間に締結され、締結しようとする契約金額の5割以上の履行経験を有することを証明する契約書の写し

(5) 業務計画書（受託決定後の資格確認 5）※市から提出を求められた場合のみ

① 提出書類

業務計画書（様式 5-1、5-2）

② 提出期限

※提出を求める場合に通知します。

(6) 事前研修（資格等 6）

① 提出書類

事前研修実施計画書（様式 6-1、6-2、6-3）及び事前研修実施報告書（様式 7-1、7-2、7-3、7-4）

② 提出期限

事前研修実施計画書 令和8年2月6日（金）

事前研修実施報告書 令和8年4月3日（金）

いずれも午後5時15分まで

※（1）から（6）の書類の提出がない場合、契約を締結しない、又は取り消すことがあります。（（5）は市から提出を求められた場合のみ）

Ⅲ 受託にかかる制限

1 同系列の状態にある企業に関する制限

今回執行される公募に関し、複数の法人が次の各号の一に該当する場合は、そのうちの1者に限り公募に参加することができるものとする。

(1) それぞれの法人の代表者が同一人又は配偶者の関係にある場合

(2) それぞれの法人の代表者が2親等以内の血族の関係にある場合

(3) それぞれの法人が同一資本系列（複数の法人が集合（名称又は構成の形態を問わない。）し、そのうちの一部が他に関して実質的な支配権を有していると認められる状態をいう。）に属している場合

各従事者に必要な資格・経験等

従事者の種類	栄養士又は調理師免許	配置人員	必要な経験	勤務形態	資格等の条件
業務総括責任者	必要	1 名 ※配置後 1 年間は変更してはならない。	特定給食施設等での H9.4.1 以降通算 3 年間以上の調理経験かつ 1 年以上の常勤の経験、又は北九州市の学校給食調理業務委託において 2 年間以上の調理経験かつ 1 年以上の常勤の経験	休憩時間を除き 1 日 7 時間以上勤務することを常態	常勤の従事者又は学校給食調理の経験者（栄養士又は調理師免許を有する者に限る）の中から選ぶ
常勤の従事者	必要	基準調理員数の半数以上	調理施設で 1 日 6 時間以上かつ 6 ヶ月以上の調理経験があるか、これと同等以上の調理経験を有していると教育委員会が認める者	休憩時間を除き 1 日 7 時間以上勤務することを常態	栄養士又は調理師免許を有する者から選ぶ
パート従事者	不要	全従事者（代替者除く）の合計勤務時間が基準調理時間以上となるように配置すること	規定なし	規定なし	規定なし
中学校配膳業務従事者	不要	1 従事日につき 5.5 時間以上となるように配置すること	規定なし	標準時間は 8:30～14:30	規定なし
上記の代替を行う従事者	被代替者と同じ	被代替者と同じ	被代替者と同じ	被代替者と同じ	被代替者と同じ
学校給食の経験を有する従事者	不要	1 名	学校給食施設で 1 日 6 時間以上かつ 1 年間以上の調理経験があるか、これと同等以上の調理経験を有していると教育委員会が認める者	休憩時間を除き 1 日 7 時間以上勤務することを常態	規定なし